

## 「近江牛」飼養管理マニュアル

### 第1 一般原則

所有者および管理者(以下「所有者等」)は、牛の生理・生態、習性等を理解し、ストレスの少ない飼養に努める。

### 第2 牛の衛生管理および安全の保持

1. 所有者等は、牛の適正な飼養を行うため、牛の衛生管理および安全の保持に関する知識と技術を習得するように努める。
2. 所有者等は、牛の飼養にあたっては、必要に応じて衛生管理および安全の保持に必要な設備を設ける。
3. 所有者等は、牛の疾病の予防および寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、または負傷した近江牛に対しては、速やかに適切な措置を講じ、牛の衛生管理および安全の保持に努める。




### 第3 導入・輸送に当たっての配慮

1. 所有者等は、施設の立地、整備状況および飼養能力を勘察し、牛を導入するように努める。
2. 所有者等は、施設への牛の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努める。
3. 牛の輸送に当たっては、近江牛の衛生管理および安全の保持に努める。

### 第4 飼養管理に当たっての配慮

1. 牛に不要なストレスを与えたり、けがをさせないように丁寧に取り扱うこと。
2. 導入直後や暑熱・寒冷時期等は、観察の頻度を増加させ、病気やけがの発生予防等に努める。
3. 牛にとって快適な環境を提供するため、定期的に敷料の追加・交換を行う。
4. 濃厚飼料と共に反芻行動を促進するための良質な粗飼料を給与する。肥育中期(概ね14ヶ月齢)以降は稲わらを中心に給与する。ただし、天候等の状況により、稲わらの入手が困難な場合は、相当の品質の粗飼料を給与する。
5. 滋賀県内の水源より得た新鮮な水の給与に努める。
6. 肥育前期には健康と発育状態を見ながら徐々に濃厚飼料の比率を高める。
7. 給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間に行い、月齢、体重に応じた必要な量を給与する。
8. 気象環境の変動による牛舎内の温度・湿度の変化に対応し、牛の健康と肉質に悪影響を及ぼすことのないよう換気と暑熱対策などを行う。
9. 蹄の動きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄を行う。
10. 肥育中期以降は、ビタミンA欠乏状態にならないように注意する。
11. 給与飼料の記録に努める。

(飼養管理の例)

目安月齢	9か月	15か月	20か月	出荷
乾草				
稲わら				
濃厚飼料				
留意事項	<p>・初期は、乾草3kg以上給与し、濃厚飼料は制限給与する。</p> <p>・肥育中期(概ね14ヶ月齢)以降を目途に、乾草を稲わらに切替える。 ※牛の状態を見ながら、適切な量を与えること</p>			